



町が支援する鳥獣被害対策



近年、町内ではイノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が多く発生しています。そこで、町では有害鳥獣被害対策に関して下記の事業を実施しています。お申込み等については、農林振興課農林振興室までお問い合わせください。

対策内容	事業名など	事業内容	対象者・箇所	補助率等
電気柵を導入したい	鳥獣被害対策推進事業	電気柵・ワイヤーメッシュ柵一式とそれに伴う防草シートの購入経費の補助	農作物をつくっている個人や法人	1/2 以内 (上限 20 万円)
	鳥獣被害防止総合対策交付金	複数名・集落単位では場を一体的に電気柵等で囲うなど、大規模なもの	農作物を出荷している個人や法人 (受益者 3 戸以上)	※要相談
野生動物が出て来ないように環境を整えたい	里山林整備事業	やぶで見通しの悪い幹線道路沿いの山林の除伐・草刈 (奥行 3 0 m 程度の整備とする)	個人の所有する山林	自己負担なし
危害を及ぼす鳥獣を捕獲したい	狩猟免許新規取得者への支援	・ 狩猟免許取得 ・ 銃所持許可 ・ 猟銃取得 に係る経費の補助	新規に取得する個人で、町の鳥獣被害対策実施隊で活動する者	狩猟免許取得に係る経費（上限 1 万 2 千円）
				銃砲所持許可に係る経費（上限 1 万 5 千円）
	箱わなの貸出	農作物被害の原因となるハクビシン等小動物の捕獲のために、箱わなを 1 4 日程度貸し出し	自らが農業などを行う敷地内	個人負担無し ※捕獲許可申請が必要

〇お問い合わせ先 農林振興課農林振興室 ☎43-2150

日本年金機構からのお知らせ

学生納付特例申請（ターンアラウンド様式）

令和 6 年度に学生納付特例制度により保険料を猶予されている方で、引き続き令和 7 年度も在学予定の方に「国民年金保険料学生納付特例申請書」（ターンアラウンド様式）を令和 7 年 4 月 1 日にお送りします。申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和 7 年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。ただし、在学している学校等に

変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して申請することになります。

なお、マイナポータルを開設されている方で「ねんきんネット」と連携済の方には、令和 7 年 4 月 1 日に日本年金機構からマイナポータルにお知らせをお送りします。学生納付特例を希望される場合、「お知らせ詳細」の画面にある「申請」ボタンから簡単に学生納付特例を申請することができます。

国民年金保険料はスマホアプリでも納付可能です

国民年金保険料については、現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy 等による納付のほか、スマホアプリを使用した電子決済（キャッシュレス）での納付が利用できます。

【ご利用に必要なもの】 【対象決済アプリ（五十音順）】

①納付書

②スマートフォン

③決済アプリ



※バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書）は利用不可
※各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者へお問い合わせください。

新庄病院は「紹介受診重点医療機関」になりました

～紹介状をお持ちでない場合の費用が変わります～



紹介受診重点医療機関とは？

地域のかかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点を置いた医療機関のことです。手術・処置や化学療法等を必要とする患者さんや、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする患者さんの外来診療・入院治療を行っています。

紹介状を用いた場合の受診の流れ

日常的な診療や病気になったときの初期医療はかかりつけ医などで行っていただき、専門的な検査や治療を当院で行い、状態が落ち着いたらかかりつけ医などに再度治療継続をお願いする流れとなります。医療機関どうしの役割分担により、新庄病院での適切な検査や治療がさらにスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮などが期待されます。

患者さんにおかれましては、この趣旨にご理解いただき、当院を受診される際には、かかりつけ医などからの紹介状をお持ちいただくようお願い申し上げます。

令和7年10月1日から、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない患者さんが受診した際の選定療養費の対象診療科、金額等が右記の表のとおり変更となります。

種類	現在		令和7年10月1日から	
	対象診療科	金額	対象診療科	金額
初診時選定療養費	全診療科	1,980円 (税込)	内科 救急科	7,700円 (税込)
再診時選定療養費			内科 救急科	3,300円 (税込)

◆「初診時選定療養費」とは、紹介状を持参せずに初診で受診された場合に原則ご負担いただく費用のことです。

◆「再診時選定療養費」とは、治療により状態が落ち着いた後、当院から他医療機関への紹介を行ったにもかかわらず、患者さんが自らの希望で当院を継続受診する場合に受診の都度、ご負担いただく費用のことです。

※選定療養費には、救急搬送等、対象外（徴収しない）の場合もございます。

〇お問い合わせ先 山形県立新庄病院 医事経営企画課 ☎22-5525

「二十歳の集い」実行委員を募集します！

令和7年度「二十歳の集い」を8月16日（土）に開催します。これに伴い式典の企画・運営等を行う、実行委員を募集しております。自分達らしい思い出に残る式典を作りましょう。

式典の日時

令和7年8月16日（土）

★今年の該当者★

平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれ
町内在住者又は、町内出身者（最上中卒業）



◇実行委員会 6月から週1回程度、夜間に開催予定
◇実行委員の役割 式典の企画準備、当日の式典運営等
◇募集人数 10名程度

※本年度該当の方は、実行委員の募集について郵送でご案内しております。実行委員を希望される方は、同封の葉書を5月16日必着でご返送ください。

〇お問合せ先 教育文化課 生涯学習室（中央公民館）☎43-2350